

研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（2015年4月1日制定）

（'17. 2. 28、'18. 11. 27、'19. 3. 28、'22. 1. 18）

（目 的）

第 1 条 この規程は、神戸松蔭女子学院大学（以下「本学」という。）における研究者等の研究活動上の不正行為を防止するとともに、研究活動上の不正行為が行われたとき、またはその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動を行っている者をいう。

2 この規程において「研究活動上の不正行為」とは次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合に限る。

- (1) 捏造
存在しないデータ、研究結果を作成すること。
- (2) 改ざん
研究資料・機器・過程を変更する操作を行いデータ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用
他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
- (4) その他、論文の二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為をいう。）、不適切なオーサiership（論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿する行為をいう。）等、研究活動上の不適切な行為であって、行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

（総 括 者）

第 3 条 本学における研究活動上の不正行為の防止等に関しては、研究担当の副学長（以下「副学長」という。）が総括し、研究活動上の不正行為が行われたとき、またはその恐れがある場合には、厳正かつ適切に対応する。

2 副学長は、所属する研究者等に対し、研究倫理教育を定期的に行う。

（部局の長の責務）

第 4 条 部局における研究活動上の不正行為の防止等に関しては、部局の長が総括し、第 8 条の規定による通知を受けたときは、第 9 条に定める予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

（研究者等の責務）

第 5 条 研究者等は、高い倫理性を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。また、不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、本学が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究ノート、研究データ、調査結果等の研究資料を適切に

保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

- 4 研究者等は、この規程に従い、かつ第10条から第16条までに定める調査等に協力しなければならない。

(研究データ等の保存期間)

第5条の2 研究データ等の保存・管理期間は、当該研究成果の公開時点から、原則として次に掲げる期間とする。なお、保存・管理期間は法令や関連学会の指針による。

(1) 文書、数値データ、画像などの研究資料 10年間

(2) 試料や標本などの有体物 5年間

- 2 前項の研究データ等の保存期間及び管理方法の詳細については、別に定める。

(受付窓口)

第6条 本学における研究活動上の不正行為に関する告発および告発に関する相談(告発までに至らない段階の相談をいう。)に対応するため、企画部に受付窓口を置く。

(告発の方法)

第7条 告発は、文書(ファックス、電子メールを含む。)による提出、または電話もしくは面談により行うものとする。

- 2 前項の文書は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等またはグループ等の氏名または名称

(2) 研究活動上の不正行為の具体的内容

(3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

- 3 受付窓口は、前項各号の内容の一部または全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示することがある。

- 4 受付窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに副学長に報告するとともに、告発を受け付けた旨を当該告発者に通知する。この場合において、受付窓口は、告発者に対し、更に詳しい情報の提供もしくは告発に基づいて行う調査等への協力について依頼することがある。

- 5 受付窓口は、告発の対象に他機関に所属する者が含まれる場合または告発の対象もしくは内容が本学に該当しない場合は、当該他機関の長に告発を回付する。ただし、本学に該当しない場合にあつては、告発者に回付先その他必要な事項を通知し、その同意を得るものとする。

- 6 第1項および第2項に定めるもののほか、副学長は、報道等により、または学会、他機関から研究活動上の不正行為が指摘された場合や、匿名での告発があつた場合に、第1項の告発があつたものとみなすことがある。

(告発に係る事案の調査)

第8条 副学長は、第7条第4項の規定による報告を受けたときは、被告発者の所属する部局(以下「当該部局」という。)の長(当該部局の長が告発の対象に含まれているときは、告発の対象に含まれていない部局その他これに代わる者とする。)に通知するとともに、次条から第15条までに定めるところにより、当該告発がなされた事案について、必要な調査等を行わせる。

- 2 前項に定めるもののほか、副学長は、報告の内容が不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められているものであるときは、速やかに、前項の規程による調査等を行わせ、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行う。ただし、告発の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、被告発者の所属する研究機関に事案を回付する。

(告発に対する予備調査)

第 9 条 副学長は、第 7 条第 4 項の規程による報告を受けたときは、速やかに、予備調査委員会を設置する。予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施し、副学長が報告を受けた日から原則として 30 日以内に、予備調査の結果を副学長に報告する。

- 2 予備調査に関する細則は別に定める。

(本 調 査)

第 10 条 副学長は、前条の予備調査の結果等に基づき、告発がなされた事案について、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか、速やかに決定する。

- 2 前項の場合において、副学長は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
- 3 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から原則として 30 日以内に、本調査を行う。
- 4 副学長は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者および被告発者に通知するとともに、当該資金配分を受けた機関（以下「資金配分機関」という。）および関係省庁に本調査を行うことを通知する。

(調査委員会)

第 11 条 調査委員会は、原則として次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長
 - (2) 告発の対象となっている研究分野の教職員 1 名
 - (3) 告発の対象となっている研究分野の教職員で、他機関に所属する者 3 名以上
 - (4) その他副学長が必要と認める者
- 2 調査委員会の委員の半数以上は、神戸松蔭女子学院大学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 3 調査委員会の委員の通知と交代に関する細則は、別に定める。

(調査方法・権限)

第 12 条 調査委員会における調査は、告発において指摘された研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査および関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ、被告発者に対して、再実験等を要請して必要資料の提出を求め、これに基づく調査等を行うものとする。

- 2 前項の調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合には、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む。）に関し、機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
- 3 被告発者は、前項の弁明の機会において、告発の内容を否認するときは、研究が科学的に適正な方法および手続に則って行われたことならびに論文等がそれに基づ

いて適切な表現により記載されたものであることについて科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 4 調査委員会は、第1項の調査等の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、調査委員会は、調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被告発者の研究を調査の対象とすることがある。
- 7 調査委員会は、第1項および前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。
- 8 調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータまたは論文等の研究上もしくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（告発者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲外に漏洩することのないように配慮する。

（認定）

第13条 調査委員会は、調査の開始後原則として150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ調査の結果をまとめ、副学長に報告する。

- (1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か
- (2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割
- (3) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、あわせて告発が悪意に基づくものであったか否か

（認定の方法）

第13条の2 調査委員会は、被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言又は被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断する。

- 2 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。
- 3 調査委員会は、不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定することができる。被告発者が保存・管理義務期間の範囲に属する研究ノート、研究データ、調査結果等の研究資料の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害等、その責に寄らない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

（調査結果の通知）

第14条 副学長は、第13条の調査の結果を、速やかに、告発者および被告発者ならびに学長

および被告発者が所属する部局の長に通知するとともに、被告発者に他機関に所属する者がある場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、副学長は、資金配分機関および関係省庁に対しても当該調査の結果を通知する。
- 3 副学長は、第13条の調査の結果、告発が悪意に基づくものであると認定されたときは、告発者が所属する部局（他機関に所属する者であるときは、当該他機関）の長に通知する。

（不服申立て）

第15条 第13条の調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被告発者は、前条第1項の通知を受けてから14日以内に、副学長に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 第13条の調査の結果、当該告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けてから14日以内に、副学長に対し、不服申立てをすることができる。
- 3 副学長は、第1項の不服申立てを受けたときは、その旨を告発者に通知し、当該資金配分機関および関係省庁に対してもその旨を通知する。
- 4 副学長は、第2項の不服申立てを受けたときは、告発者が所属する部局の長および被告発者に通知し、告発者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該資金配分機関および関係省庁に対してもその旨を通知する。

（不服申立ての審査および再調査）

第16条 不服申し立ての審査および再調査に関する細則は、別に定める。

（調査結果の公表等）

第17条 副学長は、第13条の調査委員会の調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属および氏名
 - (2) 研究活動上の不正行為の内容
 - (3) 副学長または調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属および氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 副学長は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、被告発者の所属および氏名、調査委員会委員の所属および氏名、調査の方法、手順等とする。
 - 3 副学長は、調査結果の報告において、当該告発が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、告発者の所属および氏名を公表する。
 - 4 副学長は、調査結果に基づく公表を行うときは、第15条第1項および第2項の規

定による不服申立ての期間ならびに第 16 条の規定による再調査の後に行うものとする。

(調査中における一時的措置)

第 18 条 副学長は、第10条の本調査を行うことを決定したときは、第13条の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることを学長、当該部局の長、その他の関係者に求めることができる。

(告発者および被告発者に対する措置)

第 19 条 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者および不正行為が認定された論文の内容について責任を負う者として認定された著者に対して、本学の規程に基づき適切な処分を行う。また不正行為と認定された論文などの取り下げを勧告する。

- 2 学長、副学長および部局の長は、告発（告発に関する相談を含む。）をしたことを理由として、当該告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長、副学長および部局の長は、単に告発があったことをもって、当該告発等に係る被告発者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(守秘義務)

第 20 条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。業務に従事しなくなった後も、同様とする。

- 2 この規程に定める業務に携わるすべての者は、調査で得られた個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。業務に従事しなくなった後も、同様とする。
- 3 副学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者および被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、教学委員会の審議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、2022 年 1 月 18 日に改正し、2022 年 2 月 15 日より施行する。

2. 施行日前に従前規定の保存・保管期間（原則 5 年間）の満了をもって適正に処分が済んでいる研究データ等に限っては、第 5 条の 2 は適用しない。